

# 三重県緊急事態措置

～かけがえのない命を守るために～

令和3年8月25日

三重県

## はじめに

8月14日に政府に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請し、17日に適用が決定、20日から本県全域に適用となっています。要請時(8月14日)には148人であった新規感染者数は、8月17日に200人、19日には300人、21日には400人を超え427人となり、1週間で約2.9倍となるこれまでにない爆発的な増加となっています。

当初北勢・中勢地域を中心に広がってきたこの感染拡大の波は、県下全域へと拡がり、「まん延防止等重点措置」において重点措置区域の基準として定めた保健所管内別で、1週間で人口10万人あたり25人超、2週間平均で15人超となっている地域が9保健所管内中、8保健所管内に及んでいます。

また、全国的にも感染の急速な拡大が進み、1日あたりの感染者数が2万5千人を超え、近隣の愛知県、岐阜県、大阪府をはじめ過去最多を大幅に更新する地域が増加しています。

本県においては、入院、宿泊療養、自宅療養を併用し、さらに緊急的な病床の確保を進め、重症患者・中等症患者・重症化リスクの高い方が入院できる体制を維持するとともに、自宅療養者へのフォローアップに取り組んできたところです。しかしながら、非常に残念なことに、自宅療養中に亡くられるという事態が四日市市において発生しています。このような悲しい事態を二度と繰り返さないためにも、一日も早く感染の波を抑え込まなければなりません。

県下全域でより強い対策を実施するとともに、愛知県、岐阜県との面的な対応により、これ以上の感染拡大を食い止めるため、8月21日に政府に対し、「緊急事態宣言」の発令を要請、8月25日に本県への発令が決定されることとなりました。これを受け、8月20日(金)から適用されている「三重県まん延防止等重点措置」に替わり、本県における県民の皆様、事業者の皆様へのお願い、県としての取組を「三重県緊急事態措置」として取りまとめました。基本的な感染防止対策として継続的にお願いしている「三重県指針」ver.12と併せ、ご協力をお願いいたします。

**措置実施期間：令和3年8月27日(金)～同年9月12日(日)**  
**【実施区域】三重県全域**

頂上の見えない感染拡大の中、全国においても、入院先が見つからず自宅療養中に亡くられる事例が多数発生するとともに、妊婦の方でお子様が亡くられるという痛ましい事例も発生しています。感染は誰にでも起こり得ることであり、重症化リスクのある方やそのご家族、医療関係者だけが対策をすればよいものではなく、感染が広がることを防ぐためにはワクチン接種の有無や世代に関係なく、地域全体で感染を防ぐ意識を共有することが重要です。

県としても、医療提供体制を守り、通常であれば救えるはずであった命が救えないという事態にならないよう、全庁を挙げ対策に取り組んでまいります。

県民の皆様、事業者の皆様にはこれまでも大変厳しいお願いをしており、更にご不便をおかけすることとなり、心苦しい限りではありますが、ご家族、ご友人、同僚、地域の方など周囲の方々の命を守るため、最大限の感染防止対策をお願いいたします。

令和3年8月25日  
三重県知事 鈴木 英敬

## 1. 県民の皆様へ

- 生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動の自粛を要請します。特に 20 時以降については、外出の自粛をお願いします。
- 生活の維持に必要な場合を除き、県境を越える移動の自粛をお願いします。
- 外出の必要がある場合でも、例えば食料品は数日分まとめて買うなどの工夫を行い外出の機会を半減させるとともに、できるだけ同居家族などと少人数で、混雑している場所や時間を避けるとともに、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請します。
- 「大人数や長時間に及ぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。ホームパーティーなど自宅での家族以外との食事会や、バーベキュー、路上・公園など屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。

### 【以上について、特措法<sup>1</sup>第 45 条第 1 項に基づく要請】

- 県外への通勤、特に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている区域への出勤については、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用などにより往来の機会の低減をお願いします。
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- G o T o E a t 食事券の利用は、テイクアウト、デリバリーを除き、控えてください。
- 普段一緒にいない人と飲食する場合は、会話の際にはマスクを着用してください。

## 2. 県外の皆様へ

- 生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を自粛していただくようご協力をお願いします。

---

<sup>1</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力をお願いします。（「2.県外の皆様へ」を除く）

### 3. 事業者の皆様へ

○酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店<sup>2</sup>（宅配やテイクアウトを除く）においては休業していただくよう要請します。

ただし、期間内において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）、カラオケ設備の提供を取りやめる場合は除きます。

○上記以外の飲食店（宅配やテイクアウトを除く）においては、営業時間を 20 時までとしていただくよう要請します。

期間内において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）、カラオケ設備の提供を取りやめる飲食店についても営業時間を 20 時までとしていただくよう要請します。

○飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第 5 条の 5 各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。

○カラオケ店<sup>3</sup>においては、休業していただくようお願いします。

ただし、期間内において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）、カラオケ設備の提供を取りやめる場合は、営業時間を 20 時までとしていただくよう要請します。

○酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場<sup>4</sup>においては、休業いただくようお願いします。

ただし、期間内において酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）、カラオケ設備の提供を取りやめる場合は、営業時間を 20 時までとしていただくよう要請します。

ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において、結婚式を行う場合も同様の対応を要請します。

○大規模商業施設において、売場が密となるなど混乱が生じないように、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理等を行うよう要請します。

例えば、

- ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者の計測による人数管理
- ・ 出入口数の制限・駐車場の収容上限の一時的削減による人数制限

---

<sup>2</sup> 特措法施行令第 11 条第 14 号及び第 11 号のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けているものを含む。

<sup>3</sup> 特措法施行令第 11 条第 11 号のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

<sup>4</sup> 特措法施行令第 11 条第 5 号のうち結婚式場

- ・売場において入口を限定し入場人数の記録、入場整理券の配布、事前の web 登録等による人数管理
  - ・アプリでの混雑状況の配信
- など、施設の態様に応じた対策をお願いします。

**【以上について、特措法第 45 条第 2 項に基づく要請<sup>5</sup>】**

- 百貨店の食品売り場など密になることが想定される売り場等について、施設管理者において、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理等を行うよう要請します。
- 建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、人流の抑制、接触機会の低減のため、営業時間を 20 時までとさせていただくよう要請します。  
※協力を依頼する施設の詳細は別紙 1 を参照
- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活、夏季休業中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。特に県外との往来が多い若い世代の方をアルバイト等で雇用されている事業所においては対策を徹底してください。
- 高等教育機関等においては、生活の維持に必要な場合を除く、外出や移動の自粛、特に 20 時以降の外出の自粛や、自宅や屋外であっても「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

---

<sup>5</sup> 特措法第 45 条第 2 項に基づく要請に正当な理由なく応じていただけない場合は、同法第 45 条第 3 項に基づき命令を行うことがあります。なお、命令に違反した場合は罰則（30 万円以下の過料）があります。

○小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いします。

**【以上について、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】**

○建築物の床面積が 1,000 平方メートル以下の集客施設(別紙 1 に記載の施設)においても、人流の抑制、接触機会の低減のため、営業時間を 20 時までとするなど可能な限りの対策をご検討いただくようお願いいたします。また、イベントを開催する場合は、「5. イベント開催について」の要請に沿った開催をお願いします。

○集客施設(別紙 1 に記載の施設)においては、入場者の整理等により、発熱している方や感染防止対策(マスク、手指消毒など)を行わない方の入場を避けていただくこと、店舗での飲酒につながる酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)及びカラオケ設備の使用について可能な限り控えていただくようお願いいたします。

○大規模商業施設において、期間中にセール等の集客イベントは可能な限り控えていただくようお願いいたします。特に、土曜日、日曜日については控えていただくようお願いいたします。

○大規模商業施設や百貨店の食品売り場等の売り場において、入場者の整理等の実施状況についてホームページ等で広く周知をお願いします。

○結婚式場においては、できるだけ 1.5 時間以内、50 人又は収容定員の 50%のいずれか少ない人数での開催をお願いします。

○幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等、図書館、ネットカフェ等においては、**別紙 2**のとおり感染防止対策の徹底等をお願いします。

○ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け在宅勤務(テレワーク)や休暇取得の促進等により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の 7 割削減に取り組んでください。

○20 時以降の外出自粛を要請していることをふまえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務の抑制をお願いします。

○県外への出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。

○接待を伴う飲食店については、クラスター発生事例もあるため、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。

○飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。

## 4. 感染防止対策の周知徹底

○労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

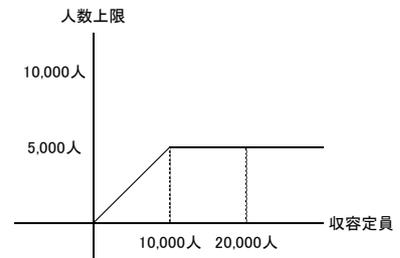
【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

## 5. イベント開催について

○県内で開催されるイベントについては、**別紙 3**に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の(ア)(イ)のうち少ない人数を基準とするよう要請します。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率
5,000 人	収容定員の 50%



○県内で開催されるイベントについては、開催時間を 21 時までとしていただくよう要請します。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

※8月28日(土)までにチケット販売を開始していた催物については、上記基準を適用せず、キャンセルは不要とします。ただし、8月29日(日)以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

## 6. 偏見や差別の根絶について

○感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされないことがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

○また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

別紙 1

施設の種類	施設例	協力を要請する事項
劇場等 (第 4 号)	劇場、観覧場、演芸場 映画館、プラネタリウム 等	1,000 m <sup>2</sup> を超える施設 ・営業時間の短縮 (20 時まで) (イベント開催の場合は 21 時まで) (映画館については 21 時まで)
集会場等 (第 5 号) (第 6 号)	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底
ホテル等 (第 8 号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	・入場整理等を行っている旨をホームページ等において周知
博物館等 (第 10 号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 (図書館を除く)	・店舗での飲酒につながる酒類の提供 (利用者による酒類の持込みを含む) を控える
運動施設及び遊技場 (第 9 号)	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	・カラオケ設備の利用を控える ・イベントを開催する場合は、「5. イベント開催について」の要請に沿った開催
	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設 ・上記営業時間の短縮など可能な限りの対策の検討
遊興施設 (※) (第 11 号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	1,000 m <sup>2</sup> を超える施設 ・営業時間の短縮 (20 時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底
物品販売業を営む店舗 (第 7 号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 (生活必需物資を除く)	・店舗での飲酒につながる酒類の提供 (利用者による酒類の持込みを含む) を控える
サービス業を営む店舗 (第 12 号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)	・カラオケ設備の利用を控える ・入場整理等を行っている旨をホームページ等において周知
		1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設 ・上記営業時間の短縮など可能な限りの対策の検討

施設の種類 ( ) 内は特措法施行令第 11 条各号を表しています。

※遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、営業時間短縮については協力依頼の対象外とします。

## 別紙 2

全ての施設において感染防止対策の徹底をお願いします。

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクの高い活動等の制限</li> <li>・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等</li> </ul>
保育所等（第2号）	保育所 介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学 等	
集会場等（第5号）	葬祭場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を控える</li> </ul>
図書館等（第10号）	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理</li> </ul>
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を控える</li> <li>・カラオケ設備の利用を控える</li> </ul>
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインの活用等</li> </ul>

### 別紙3 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出さず参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出さず参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・飲食可能エリア以外は原則自粛。 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙3 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励</li> <li>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる)</li> <li>・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討</li> <li>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</li> <li>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る</li> <li>①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等)</li> <li>②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等)</li> <li>③飲食制限</li> <li>④大声を出さないことの担保</li> <li>⑤催物前後の行動管理</li> <li>⑥連絡先の把握</li> </ul>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談</li> <li>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応</li> </ul>

【参考】まん延防止等重点措置からの主な変更点

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
対象区域	県全域 (重点措置区域：9市8町※)	県全域
県民の皆様	日中も含めた、外出、移動自粛 (生活の維持に必要な場合を除く)【24条】	同左 【45条1項】
	20時以降みに飲食店への出入りを避ける 【31条6第2項】	特に20時以降の外出自粛 【45条1項】
	外出機会の半減、感染対策がされていない・営業時間短縮に応じていない飲食店の利用を控える。	外出機会の半減、感染対策がされていない・営業時間短縮に応じていない飲食店の利用を厳に控える。 【45条1項】
飲食店 (飲食店営業許可を受けたカラオケ店を含む) (宅配・テイクアウトを除く)	営業時間短縮(20時まで) 飲食を主として業とする店舗においてカラオケ利用自粛 【重点措置区域内のみ】 ・酒類の提供自粛  【重点措置区域：31条6第1項】 【区域外：24条】	【酒類、カラオケの提供がある店舗】 休業要請 【45条2項】
		【酒類、カラオケの提供がない店舗】 (期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗を含む) 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
カラオケ店 (飲食店営業許可無し)	—	休業要請 【45条2項】
		期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
結婚式場	営業時間短縮(20時まで) カラオケ設備利用自粛 【重点措置区域内のみ】 ・酒類の提供自粛  【重点措置区域：31条6第1項】 【区域外：24条】	【酒類、カラオケの提供がある店舗】 休業要請 【45条2項】
		【酒類、カラオケの提供がない店舗】 (期間中に酒類、カラオケの提供をとりやめる店舗を含む) 営業時間短縮(20時まで) 【45条2項】
	—	できるだけ1.5時間以内、50人又は定員50%の少ない人数での開催

※重点措置区域

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、名張市、伊賀市

【参考】まん延防止等重点措置からの主な変更点（続き）

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
集客施設 (別紙1)	<b>【重点措置区域内】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設は営業時間短縮(20時まで) <b>【24条】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設において酒類提供を可能な限り控える ・1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設は可能な限り営業時間短縮等の対策	・ <b>1,000 m<sup>2</sup>を超える施設は営業時間短縮(20時まで)</b> <b>【24条】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> 以下の施設は可能な限り営業時間短縮等の対策 ・酒類提供、カラオケ設備の提供を可能な限り控える
	<b>【重点措置区域以外】</b> ・1,000 m <sup>2</sup> を超える施設は可能な限り営業時間短縮等の対策	
イベント	開催基準として①、②の小さい方 ①人数上限：5,000人 ②収容定員： 大声の歓声等がある場合は50%以内 大声の歓声等がない場合は100%以内 <b>【24条】</b>	開催基準として、①、②の小さい方 ①人数上限：5,000人 ②収容定員：50%以内 <b>【24条】</b>
	開催時間を21時までとする <b>【24条】</b>	同左 <b>【24条】</b>
出勤抑制	在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、地域や業務の特性もふまえ出勤者の7割削減。	同左
	—	20時以降の勤務の抑制

※表中の【24条】等の表記について

要請にあたり根拠とする新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）における条文を表します。記載のないものは三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いするものです。

・【24条】：特措法第24条第9項

知事が感染拡大防止のため、県民、事業者などの団体に協力要請を行うことができることを定めています。

・【31条6第1項、第2項】：特措法第31条の6第1項及び第2項。

特定の区域において、生活や経済に大きな影響を及ぼすほど感染が拡大する恐れがある場合に、「まん延防止等重点措置」の区域として政府より指定された際に、特に必要な要請を知事が行うことができることを定めています。  
第1項における要請は、正当な理由なく応じていただけない場合は、知事が命令を行うことができ、更に従っていただけない場合は罰則（過料20万円以下）となります。

・【45条1項、2項】：特措法第45条第1項及び第2項

全国的かつ急速的に感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすような事態となった際に、国が「緊急事態宣言」を発令します。これにより知事が県内で感染拡大を防止するために特に必要な要請を行うことができることを定めています。

第2項における要請は、正当な理由なく応じていただけない場合は、知事が命令を行うことができ、更に従っていただけない場合は「まん延防止等重点措置」より重い罰則（過料30万円以下）となります。